

# 入湯税特別徴収の手引

令和4年12月

鳥羽市 税務課

## ◎はじめに

鉱泉浴場（温泉施設）の経営者の皆様におかれましては、入湯税の徴収にあたりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担いただく税金です。地方税法及び本市市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯客から徴収していただいた税金を毎月本市へ申告納入していただいているところです。入湯税の徴収にあたりましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

### 1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。本市においては、主に観光振興を目的とした貴重な財源として活用させていただいております。入湯税の徴収については特別徴収の方法によらなければならないとされています。

### 2 課税を免除される方

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

- (1) 年齢 12 歳未満の方
  - ・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。
- (2) 共同浴場または一般公衆浴場（いわゆる銭湯）
  - ・共同浴場とは、業として経営される浴場ではないが、一般公衆浴場と同じ趣旨のもとに利用されるもの、例えば共済組合、健康保険組合またはこれらに類する団体が経営する独身寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供されるものと解される。
  - ・一般公衆浴場とは、公衆浴場法第 2 条第 1 項の営業許可を受けた公衆浴場のうちいわゆる銭湯程度のもので地域住民の日常生活に密接な関係を有している施設と解される。
- (3) 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）が行う教育目的上の行事に参加する生徒及び引率者
- (4) 利用料金が、2,000 円以下（消費税を除く）で入湯する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

### 3 入湯税率

- ・入湯客一人一日につき、150 円
- \*一泊二日の場合は、一日として計算する

#### 4 Q&A

Q 1 課税免除となる修学旅行等の引率者とはどのような方ですか。

A 1 学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者のみ課税免除となります。心身の障がい等により介助を必要とする生徒の付き添い看護師や保護者は免除対象となりません。なお、学校の職員として所属している看護師であれば、課税免除となります。また、旅行業者の添乗員やカメラマン、体育大会での応援の保護者などは該当しません。

Q 2 修学旅行のための視察に来られる先生方の入湯税は免除してよろしいですか。

A 2 「本市市税条例 入湯税第 142 条第 3 項 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる旅行に参加する者」とあるように、視察は行事ではなく、業務の一環であることから課税免除にはなりません。

Q 3 宿泊客の一人から、病気やケガなどにより温泉に入湯できないとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A 3 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対して課税されるものですので、特殊な事情等により入湯できない場合には入湯税を徴収することができません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっている際は、ご返金いただく必要が生じます。この場合、入湯客総数には加算されないようにしてください。

入湯しているかどうかの判断については、宿泊客が入湯されないということは考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実的に困難と考えられます。このことから、実務的に、事前に入湯しないという申し出がない限りは、入湯したものとみなし入湯税を徴収してください。

Q 4 無料券、割引券または回数券を使用した場合、どのように取り扱えばよいですか。

A 4 無料券での入湯は、利用料金が 0 円ですので入湯税は免除されます。また、割引券を使用した場合は、割引後の利用料金として入湯客が実際支払う額が 2,000 円以下であれば、入湯税は免除されます。回数券 1 枚あたりの利用料金が 2,000 円以下であれば、入湯税は免除されます。

Q 5 料金は食事代のみとして、「入浴料サービス」「入浴料割引」等のプランを設定した場合はどのように取り扱えばよいですか。

A 5 食事代の支払いによって自由に入湯ができたり、入湯料金が割引になったりする場合は、表記の有無に関わらず一つのプランとして2,000円を超えていれば課税対象となります。

Q 6 法事や忘年会等で利用してもらう場合には、料理のみ提供することが多いのですが、入湯税の課税対象となるのでしょうか。また、希望される方には別料金で入湯税をいただいておりますが、この場合どのように取り扱えばよいですか。

A 6 食事のみの提供で入湯がない場合には、入湯税の課税対象にはなりません。また、別料金でいただく入湯料金については、2,000円以下であれば課税免除となります。ただし、事実上、自由に入湯できる場合や、入湯料金が割引になる場合などにはQ 5でのセット料金と同様の取り扱いとなりますのでご注意ください。

Q 7 貸切風呂の入湯税は、どのように決めればよいですか。

A 7 貸切風呂については、本来なら入湯される人数によって入湯税額が算定されるべきですが、実務的には実際の入湯人数を確認することが困難な場合、また、利用料金も人数に関わらず一定であることから、料金が2,000円を超える場合には、利用1回につき最少人数（1人）の入湯税を課すこととします。

Q 8 宿泊施設独自で入湯料（入浴料）を設け、お客様にご負担していただいております。入湯税を含んだ金額で表記しても問題ありませんか。

A 8 入湯料（入浴料）については、宿泊施設が独自に設定し、入湯されるお客様にご負担していただいている施設利用料のことです。お客様には必ず、入湯税と区別しご理解いただけるように明記をお願いします。